

改正

平成17年6月27日条例第19号

根室市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) 選定の基準
- (7) 申請書類の内容
- (8) 管理の基準
- (9) 業務の範囲
- (10) その他市長が必要とする事項

2 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、複数の施設を一の施設と見なして前項の公募を行うことができるものとする。

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理業務の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができるものとする。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し、申請する団体がいないとき。
- (3) 申請した団体の中に、指定管理者として適当な団体がないと認められるとき。
- (4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(5) 指定管理者の指定を受けた団体が、第8条に規定する協定を締結しないとき。

2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、市長に第3条に規定する申請書を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選考基準によるものとする。

(選定結果の通知)

第6条 市長は、前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、第4条又は第5条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が別に定める事項

(事業報告書及び業務の調査等)

第9条 指定管理者は、毎年5月31日までにその管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条の規定により指定を取り消されたときは、その日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用承認等の状況

(3) 利用に係る料金の収入状況

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が別に定める事項

2 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及び経理状況に関し必要に応じて報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条第2項の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責を負わないものとする。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し、又は管理業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取消され若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び施設の設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設及び施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情

があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務等)

第13条 指定管理者及びその職員は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は平成17年7月1日から施行する。